

承第3号

専決処分の承認について（下呂市税条例等の一部を改正する
条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決
処分したので、その承認を求める。

令和3年4月27日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、下呂市税条例等の一部を改正する条例について専決処分
したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第3号

専決処分書（下呂市税条例等の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下呂市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

下呂市長 山内 登

下呂市税条例等の一部を改正する条例

（下呂市税条例の一部改正）

第1条 下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。</u>）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条</u></p>	<p style="text-align: center;">（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項</u></p>

改正後	改正前
<p>第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>	<p>において同じ。)により提供することができる。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>
<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において<u>準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には</u>、施行規則で定めるところに</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には</u>、施行規則で定めるところによ</p>

改正後	改正前
<p>より、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>り、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(特別徴収税額)</p>	<p>(特別徴収税額)</p>
<p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p>	<p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p>
<p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</p>	<p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(退職所得申告書)</p>	<p>(退職所得申告書)</p>
<p>第53条の9 (略)</p>	<p>第53条の9 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、<u>退職所得申告書の提出の際に經由すべき退</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p>	
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (略)</p>
<p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33</p>	<p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33</p>

改正後	改正前
<p>条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。</u>）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p>第6条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例</p>	<p>3 <u>法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p>4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例</p>

改正後	改正前
<p>で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>
<p>22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>24 法附則第15条第41項する市町村の条例で定める割合は0とする。</p>
<p>24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="151 271 352 309"><u>25・26</u> (略)</p> <p data-bbox="188 387 786 539">(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p data-bbox="151 560 352 598">第11条 (略)</p> <p data-bbox="188 674 786 763">(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p data-bbox="151 786 786 1570">第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p data-bbox="151 1592 786 2024">2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土</p>	<p data-bbox="799 271 1000 309"><u>26・27</u> (略)</p> <p data-bbox="836 387 1434 539">(土地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p data-bbox="799 560 1000 598">第11条 (略)</p> <p data-bbox="836 674 1434 763">(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p data-bbox="799 786 1437 1570">第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p data-bbox="799 1592 1437 2024">2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土</p>

改正後	改正前
<p>地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の固定資産税</u>にあつては、<u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u>) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資</p>	<p>地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等</p>

改正後	改正前
<p>産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわ</p>	<p>調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわ</p>

改正後	改正前
<p>らず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該</p>	<p>らず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該</p>

改正後	改正前
<p>農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この条において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>表（略）</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5</p>	<p>農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>表（略）</p> <p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5</p>

改正後	改正前
<p>項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 (略)</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 (略)</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条</p>	<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条</p>

改正後	改正前
<p>の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表（略）</p>	<p>の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表（略）</p>
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下<u>この条</u>において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表（略）</p>	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下<u>この項及び次項</u>において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表（略）</p>
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1</p>	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成31年4月1</p>

改正後	改正前
<p>日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)</u>に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受け</u>る三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の機種割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日</p>	<p><u>日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8. <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<u>が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<u>が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 (略)</p>

(下呂市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 下呂市税条例の一部を改正する条例(令和2年下呂市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納</p>

改正後	改正前
<p>税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>
<p>10～14 （略）</p>	<p>10～14 （略）</p>
<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第61項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>16 （略）</p>	<p>16 （略）</p>
<p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p>	<p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）</p>
<p>第50条 （略）</p>	<p>第50条 （略）</p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （略）</p>
<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税に</p>	<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税に</p>

改正後	改正前
<p>ついて法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、</p>	<p>ついて法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、</p>

改正後	改正前
<p>第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>
<p>附 則 （納期限の延長に係る延滞金の特例）</p>	<p>附 則 （納期限の延長に係る延滞金の特例）</p>
<p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当</p>	<p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項<u>及び第4項</u>に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限<u>又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項</u>に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合</p>

改正後	改正前
<p>該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。</p>	<p>における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は<u>法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間</u>の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中下呂市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中下呂市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中下呂市税条例附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第1条中下呂市税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第24項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の下呂市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 前条第2号に掲げる規定による改正後の下呂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号。第 5 項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第 15 条第 41 項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第 41 項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第 41 項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第 41 項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第 41 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第 10 条の 2 第 26 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する

建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市税条例等の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和3年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が公布され、その一部が令和3年4月1日に施行されることに伴い、当該条例等の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 個人住民税均等割・所得割の非課税限度額について、基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いに改めます。

（第1条による改正中第24条、第36条の3の3第1項、附則第5条関係）

(2) 扶養親族申告書及び退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止について規定します。

（第1条による改正中第36条の3の2、第36条の3の3第4項、第53条の9関係）

(3) セルフメディケーション税制の延長に伴い、対応する規定を改めます。

（第1条による改正中附則第6条関係）

(4) 地方税法の改正に伴い、対応する規定を改めます。

（第1条による改正中第53条の8、第81条の4、附則第10条の2、第15条の2の2、第16条第1項から第4項、第16条の2、第22条、第2条による改正中第48条、第50条、第52条、附則第4条関係）

(5) 土地に係る負担調整措置の適用期限を延長し、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り宅地等及び農地における令和3年度の課税標準額を前年度の課税標準額に据え置く措置に対応するよう規定します。

（第1条による改正中附則第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条関係）

(6) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限が9か月延長されることに伴い、対応する規定を改めます。

（第1条による改正中附則第15条の2関係）

(7) 自動車の所有者に毎年課税される種別割の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例（軽減税率）について、重点化を行ったうえで2年間延長する規定を

改めます。

(第1条による改正中第16条第6項から第8項関係)

- (8) 控除期間を13年間とする住宅借入金等特別税額控除の特例の延長により、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額からの控除に対応する規定を改めます。

(第1条による改正中附則第26条関係)

- (9) この条例は令和3年4月1日から施行します。(ただし、一部は令和4年1月1日、令和6年1月1日から施行)

(附則第1条関係)

- (10) 市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置について定めます。

(附則第2条から第4条関係)

